

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日は、その日には、
昭和五十三年七月四日)

◆ 地労委告示 土地改良事業の認可 (二件)
地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閱歴等

規則

目次

◆ 規則 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

告示

示

身体障害者福祉法による医師の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医等として申出の受理があつたものとみなされるもの

解除予定の保安林

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良法による換地計画の適否の決定

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十九号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

第三条第一項中「並びに」を「及び」に、「第一号から第七号まで、第十号及び第十一号」を「次の各号」に改める。

第四条第二項第一号中「千八百十円」を「二千十円」に改め、同項第二号中「及び次号」を削り、「千六百十円」を「千七百九十円」に改め、同項第三号を削り、同條第三項中「千五百七十円」を「千七百九十円」に改める。

第六条第二項中「四百三十円」を「四百七十円」に改め、同條第六項中

「一万三千二百五十円」を「一万五千円」に改め、同項第二号中「一千五百三十円」を「一千八百円」に、「二千七百円」を「三千六十円」に改め、「又は第三号」を削り、「二千九百七十円」を「三千四百二十円」に、「四千百四十円」を「四千七百七十円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。
- 3 改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて昭和五十三年四月一日からこの規則の施行の日前までの間に支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第二項、第五項及び第六項、附則第三項並びに別表の五の項の規定は昭和五十三年五月八日から、改正後の規則第二条第七項から第九項までの規定は同月二十三日から適用する。
- 3 昭和五十三年五月八日前において改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知

セント」に、「年四・五パーセント」を「年四・四五パーセント」に改める。
レ第二条第六項中「年二・五パーセント」を「年二・四パーセント」に改める。

第一条第七項中「年一・五パーセント」を「年一・四五パーセント」に、「年四・五パーセント」を「年四・四五パーセント」に改める。

第二条第八項中「年四・七五パーセント」を「年四・六五パーセント」に改める。

第二条第九項中「年一・五パーセント」を「年一・四五パーセント」に、「年二・五パーセント」を「年二・四五パーセント」に改める。

附則第三項中「年一・五パーセント」とあるのは「年三・五パーセント」、「年二・五パーセント」を「年三・四パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年二・五パーセント」とあるのは「年二・五パーセント」を「年二・五パーセント」に改める。

別表の五の項中「年三・五パーセント」を「年三・四パーセント」に、「年二・五パーセント」を「年二・四パーセント」に改める。

「年二・五パーセント」を「年二・四パーセント」に改める。

鳥取県規則第四十号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

- 1 第二条第一項及び第五項中「年一・五パーセント」を「年一・四五パーセント」に改める。

鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給について知

事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻一三

鳥取県規則第四十一号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「年六パーセント以内」を「年五・五パーセント以内」に改め、同表の二の項中「年五パーセント以内」を「年四・六パーセント以内」に改め、同表の三の項中「年六パーセント以内」を「年五・五パーセント以内」に改める。

別表第二の二の項中「年二・五パーセント」を「年二・四パーセント」に改める。

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 改正後の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の規定は、昭和五十一年五月八日から適用する。

附 則

3 昭和五十三年五月八日前において改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給につい

て知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻一三

鳥取県規則第四十二号

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則（昭和四十一年十一月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「百万円」を「百三十三万六千円」に改め、同条第二号中「四年」を「六年」に改める。

第五条中「三・七五パーセント」を「三・五パーセント」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条、第四条関係）

農村青年経営安定資金の種類	貸付期日
果樹部門の経営の安定に要する資金	部門経営開始資金の貸付

1

附則

2 酪農部門の経営の安定に要する資金	けを受けた農業後継者たる
3 肉用牛（繁殖牛に限る。）部門の経営の安定に要する資金	農村青年が行う当該資金の償還の第一回目及び第二回
4 養蚕部門の経営の安定に要する資金	農村規則第五十六号）別表第三に規定する部門経営開始資金（以下「
5 花き（草本類を除く。）部門の経営の安定に要する資金	十二年十月七日以後に鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和三十九年十月
6 1から5までに掲げる部門を主幹部門とし、他の部門を副次部門として有機的に結合した経営の安定に要する資金	年経営安定資金について適用し、同日前に部門経営開始資金の貸付けの決定を受けた者に係る農村青年経営安定資金については、なお従前の例による。

1 肉用牛（繁殖牛を除く。）部門の經營の安定に要する資金	部門経営開始資金の貸付けを受けた農業後継者たる農村青年が行う当該資金の償還の第一回目の期日
2 養豚（繁殖豚に限る。）部門の経営の安定に要する資金	
3 特用作物（たばこを除く。）部門の經營の安定に要する資金	
4 野菜（露地栽培に係るもの）を除く。）部門の経営の安定に要する資金	
5 1から4までに掲げる部門を主幹部門とし、他の部門を副次部門として有機的に結合した経営の安定に要する資金	

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県規則第四十三号

鳥取県知事 平 林 鴻

三

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

別表第三号中「七百円」を「八千円」に改め、同表第八十五号中「二千五百円」を「一万五千円」に改め、同表第八十六号中「七百円」を「四千二百円」に改め、同表第八十七号中「五百円」を「三千円」に改め、同表第八十八号中「五千円」を「一万五千円」に改め、同表第八十九号中「四百円」を「五千五百円」に改め、同表第九十号中「千円」を「四千五百円」に改め、同表第九十五号の次に次の一号を加える。

九十五の二 衛生検査所登録申請手数料 七千五百円

別表第一百三十三号の二中「五百円」を「九百円」に改め、同表第一百三十三号の四中「一千五百円」を「四千円」に改め、同表第一百三十五号中「肥料取締法」の下に「(昭和二十五年法律第二百二十七号)」を加え、「千円」を「五千円」に、「二千円」を「一万円」に改め、同表第一百三十六号中「五百円」を「千四百円」に、「千円」を「二千八百円」に改め、同表第一百三十六号の二中「五百円」を「三千円」に改め、同表第一百三十七号中「書換」を「書換え」に、「百円」を「四百円」に改め、同表第一百三十九号中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に、「二千円」を「八千円」に、「五千円」を「二万円」に改め、同表第一百四十号中「書換」を「書換え」に、「五百円」を「二千五百円」に改め、同表第一百四十二号中「六百円」を「千二百円」に、「五十円」を「百円」に改め、同表第一百四十三号中「三百円」を「六百円」に改め、同表第一百四十五号を次のように改める。

一百四十五 家畜投薬手数料 六百円

別表第一百四十六号中「百円」を「三百円」に、「百二十円」を「二百十円」に、「三百六十円」を「三百五十円」に、「八円」を「十円」に、

「九十円」を「百五十円」に、「七百円」を「千円」に、「百五十円」を「二百円」に改め、同表第一百四十七号中「馬伝染性貧血 百円」を「馬伝染性貧血 八百円」に改め、同表第一百四十八号中「交付手数料」を「の交付手数料」に改め、同表第一百四十九号中「五円」を「二十円」に改め、同表第一百五十号及び第一百五十一号中「千円」を「四千円」に改め、同表第一百五十三号中「千三百円」を「八千円」に改め、同表第一百六十三号の二中「五百円」を「千五百円」に改め、同表第一百六十三号の三中「百円」を「四百円」に改め、同表第一百六十三号の四中「二百円」を「九百円」に改め、同表第一百六十七号及び第一百六十八号中「千円」を「千三百円」に改め、同表第一百七十号中「八百円」を「千円」に改め、同表第一百七十一号中「定置漁業権」の下に「又は区画漁業権」を加え、「二百円」を「四百円」に改め、同表第一百七十二号中「二百円」を「四百円」に改め、同表第一百七十三号中「八百円」を「千円」に改め、同表第一百七十四号中「七百円」を「千五百円」に改め、同表第一百七十五号中「三百五十円」を「七百円」に改め、同表第一百七十六号中「百円」を「二百円」に改め、同表第一百七十七号中「五百円」を「二百円」に改め、同表第一百七十八号中「五十円」を「百円」に改め、同表第一百七十九号中「一万四千円」を「一万九千円」に、「一千円」を「二千六百円」に改め、同表第一百七十九号の二中「一万二千円」を「一万七千円」に、「八千円」を「一万一千円」に改め、同表第一百八十号中「九千円」を「一万二千円」に、「千円」を「千三百円」に改め、同表第一百八十一号中「書換」を「書換え」に、「千円」を「千三百円」に改め、同表第一百八十二号及び第一百八十三号中「千円」を「千三百円」に改め、同表第一百八十四号中「五百円」を「二千円」に改め、同表第一百八十五号中「二百円」を「三百円」に改め、同表第一百八十六号中「一万二千円」を「一

に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏 名	勤務先又は居住地
小兒科	小 玉 永 生	鳥取市尚徳町一七番地 鳥取赤十字病院
整形外科	古 沢 正 治	"
内 科	杉 山 將 洋	"

鳥取県告示第五百八十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百八十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百八十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
鳥取生活センター 本店 薬局	鳥取市行徳は一〇三 東伯郡北条町大字弓原 一九三丁二	全国	昭和五十三年六月十五日 昭和五十三年六月二十三日

剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
井本八千代	鳥園薬第三七九号	昭和五十三年五月十七日
笠木正明	鳥園医第一二七四号	昭和五十三年六月七日
阿藤孝二郎	鳥園医第一二七五号	昭和五十三年六月十四日
中島由子	鳥園薬第三八〇号	昭和五十三年六月十五日

鳥取県告示第五百八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、関金土地改良区の定款の変更を昭和五十三年六月二十八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百九十号

昭和五十三年四月三十日付けで倉吉市越殿町千四百九番地倉吉市農業協同組合から申請のあった今在家地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し

- 二 縦覧に供する期間

昭和五十三年七月五日から二十日間

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
- 二 西伯郡大山町大山字大山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
- 三 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由

公共施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

地改法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年六月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百九十一号

北条町から申請のあつた町営土地改良（弓原地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年六月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百九十二号

大栄町から申請のあつた町営土地改良（下種地区ほ場整備）事業は、土

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、歴等を次のとおり告示する。

昭和五十三年七月四日

鳥取県地方労働委員会会长 下 田 三 子 夫

氏 名 生年月日 住 所 職 業 電話番号 経験及び閱歴 委嘱年月日

下田三子夫 明治二、四、二十五 烏取市西町四丁目二五 弁護士 税理士 鳥取県地方労働委員会委員（会長）

鳥取県地方労働委員会委員（会長代理）

自宅 (085) 31-3676

広島地方裁判所三次支部検事

委嘱年月日

椋 貞男 明治二、五、二三 烏取市寿町三五 鳥取県地方労働委員会委員（会長代理）

自宅 (085) 31-3676

鳥取県出納長 日本赤十字社鳥取県支部事務局長

昭和二、一、三

岩田 俊夫 大正二、三、六 鳥取市江崎町五五

日本赤十字社鳥取県支部事務局長

(085) 31-3676

昭和二、一、三

日本赤十字社鳥取県支部事務局長

(085) 31-3676

昭和二、一、三

田中 篠鶴 大二、一、七 鳥取市菖蒲里五 鳥取大学教育学部長 昭四、四、三
遠藤 崇 大三、セ、七 米子市西三柳里五の四 鳥取県地方労働組合総評議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員
北尾 才智 大五、三、三 西伯郡西伯町原里〇 鳥取県労働組合総評議会議長
後藤 慶次 昭九、三、一四 米子市旗ヶ崎一区五 鳥取県地方労働組合総評議会議長
西尾 義昭 昭三、〇、一〇 鳥取市数津二番 鳥取県地方労働組合総評議会議長
谷口 富雄 大三、三、セ 鳥取市浜坂一〇 鳥取県地方労働組合米子地方本部執行委員長
川勝 敏和 昭一、六、七 鳥取市南吉方一の六 鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長
石井 信儀 昭一、六、一三 鳥取市大覚寺七の四 全総同盟鳥取エフワン労働組合組合長
岡村吉太郎 大三、三、元 鳥取市中町一元 株式会社大丸代表取締役
鳥取県地方労働委員会委員 会社(大丸)三一三二 自宅(大丸)三一三三

鈴木 実 大六、八、一	鳥取市玄好町一〇四	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	昭三、二、三
鈴木 敬直 大六、一、八	鳥取市立川町二丁目西の一	鳥取商工会議所専務理事	(会)三一〇五三
田中 和夫 大二、九、〇	八頭郡用瀬町安藏西三	鳥取信用金庫理事長	昭三、七、六
国谷 次夫 大一、〇、三	西伯郡名和町東坪二三六	鳥取女子短期大学教授 鳥取県地方労働委員会委員	(会)三一六五
垣田堅一郎 大四、一、六	倉吉市東岩倉町三五七	垣田病院院長	(会)三一六五
松田 道昭 昭八、八、三	東伯郡東伯町八橋一四〇七の四	鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会副議長 鳥取県地方労働委員会委員	(会)三一六五
佐々木 敬 昭三、一、六	倉吉市余戸谷町二九一	倉吉市職員労働組合特別執行委員	(会)三一六五
由谷 武之 大六、七、三	倉吉市余戸谷町二九一の一	ヒシクラ商事株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	(会)三一六五
藤田 忠義 昭三、三、六	倉吉市福庭西四の一	神鋼機器工業株式会社総務部長	(会)三一六五
鈴木 実 大六、八、一	鳥取市玄好町一〇四	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	昭三、二、三
鈴木 敬直 大六、一、八	鳥取市立川町二丁目西の一	鳥取商工会議所専務理事	(会)三一〇五三
田中 和夫 大二、九、〇	八頭郡用瀬町安藏西三	鳥取信用金庫理事長	昭三、七、六
国谷 次夫 大一、〇、三	西伯郡名和町東坪二三六	鳥取女子短期大学教授 鳥取県地方労働委員会委員	(会)三一六五
垣田堅一郎 大四、一、六	倉吉市東岩倉町三五七	垣田病院院長	(会)三一六五
松田 道昭 昭八、八、三	東伯郡東伯町八橋一四〇七の四	鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会副議長 鳥取県地方労働委員会委員	(会)三一六五
佐々木 敬 昭三、一、六	倉吉市余戸谷町二九一	倉吉市職員労働組合特別執行委員	(会)三一六五
由谷 武之 大六、七、三	倉吉市余戸谷町二九一の一	ヒシクラ商事株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	(会)三一六五
藤田 忠義 昭三、三、六	倉吉市福庭西四の一	神鋼機器工業株式会社総務部長	(会)三一六五
鈴木 実 大六、八、一	鳥取市玄好町一〇四	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	昭三、二、三
鈴木 敬直 大六、一、八	鳥取市立川町二丁目西の一	鳥取商工会議所専務理事	(会)三一〇五三
田中 和夫 大二、九、〇	八頭郡用瀬町安藏西三	鳥取信用金庫理事長	昭三、七、六
国谷 次夫 大一、〇、三	西伯郡名和町東坪二三六	鳥取女子短期大学教授 鳥取県地方労働委員会委員	(会)三一六五
垣田堅一郎 大四、一、六	倉吉市東岩倉町三五七	垣田病院院長	(会)三一六五
松田 道昭 昭八、八、三	東伯郡東伯町八橋一四〇七の四	鳥取県労働組合総評議会中部地区評議会副議長 鳥取県地方労働委員会委員	(会)三一六五
佐々木 敬 昭三、一、六	倉吉市余戸谷町二九一	倉吉市職員労働組合特別執行委員	(会)三一六五
由谷 武之 大六、七、三	倉吉市余戸谷町二九一の一	ヒシクラ商事株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	(会)三一六五
藤田 忠義 昭三、三、六	倉吉市福庭西四の一	神鋼機器工業株式会社総務部長	(会)三一六五

松本萬寿夫	大寺、一、三	境港市渡町二五〇	鳥取県厚生事業団鳥取県立境港通勤 寮寮長	鳥取県立米子工業高等学校校長 昭至、三、三九
勝部 可盛	昭八、二、四	米子市上福原一里堀の六	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員	事務所 通勤 (八五九)四一四七三 (八五九)五一〇五七
宇田 輝正	明四〇、三、六	米子市博労町四丁目一益	鳥取県労働相談員	自宅 (八五九)三一四〇七
直野 喜光	昭九、一、三	米子市加茂町二丁目三	弁護士	自宅 (八五九)三一七四三
石田 登	大一四、四、一	米子市皆生一充西の二	鳥取県労働組合総評議会西部地区評 議会副議長	病院 通勤 (八五九)三一七三一 (八五九)三一九五〇
中森 義人	大二五、八、二	米子市浦津三五	國鉄労働組合米子地方本部執行委員長	自宅 (八五九)三一七三〇
藤井 敏郎	大二、一〇、六	米子市皆生一充の四	株式会社山陰放送常務取締役 鳥取県地方労働委員会委員	病院 通勤 (八五九)三一九七〇 (八五九)三一七三〇
小林 繁	大五、七、四	米子市皆生一充の四	國鉄労働組合米子地方本部書記長 鳥取県労働組合総評議会副議長	自宅 組合 (八五九)三一九七〇 (八五九)三一七三一
松篠 重允	大六、五、二〇	境港市大正町四	株式会社山陰放送取締役 会社 自宅 (八五九)三一七三一 (八五九)三一七三〇	自宅 通勤 (八五九)三一七三一 (八五九)三一七三〇
米子木工株式会社取締役社長 日本海住宅産業株式会社取締役社長	自宅 (八五九)三一七三一 (八五九)四一三六六	株式会社米子鉄工所取締役 昭四〇、一、四	昭四〇、三、七	自宅 通勤 (八五九)三一七三一 (八五九)三一七三〇

野間 潔	大二四、五、三	米子市錦町二丁目二一	米子信用金庫常務理事	昭四、三、七
杉川 勝規	大二一、一、三〇	倉吉市上井三五	鳥取県地方労働委員会事務局長	事務局 自宅 ○六五九二六一七七七七 ○六五九三一三五八
谷口 俊男	大二三、三、二九	鳥取市桜谷六	鳥取県鳥取都市開発事務所次長	事務局 自宅 ○六五九二六一七七七七 ○六五九三一三五八
原田 芳秋	大二三、九、二一	鳥取市掛出町三の三	鳥取県地方労働委員会事務局次長	事務局 自宅 ○六五九二六一七七七七 ○六五九三一三五八
松本 英俊	大二四、三、一〇	八頭郡郡家町下坂四〇三	鳥取県地方労働委員会事務局調整課長	事務局 自宅 ○六五九二六一七七七七 ○六五九三一三五八
			鳥取県地方労働委員会事務局審査課長	事務局 自宅 ○六五九二六一七七七七 ○六五九三一三五八
			鳥取県地方労働委員会事務局調整課課長補佐	鳥取県地方労働委員会事務局調整 課課長補佐
			昭四、一、六	鳥取県地方労働委員会事務局調整 課課長補佐
			昭四、一、六	鳥取県總務部消防防災課課長補佐
			昭五、六、三	鳥取県總務部消防防災課課長補佐